

令和8年度愛媛県トラック物流効率化等緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内の営業用トラック事業者が実施する車両導入、物流効率化及び多様な人材の確保・育成支援を推進する事業に対し、予算の範囲内で、令和8年度愛媛県トラック物流効率化等緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、物流の効率化及び人材育成・確保など輸送能力の向上に取り組む事業者を支援する。

(定義)

第2条 この要綱において「トラック事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）又は特定貨物自動車運送事業者）を行うものをいう。

- 2 この要綱において「トラック事業者」とは、トラック事業を経営する者をいう。
- 3 この要綱において「営業用トラック」とは、トラック事業者が所有し、他人の需要に応じ、有償で、貨物を輸送するために使用する車両（いわゆる緑ナンバー）をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付申請日時点において、愛媛県内の本店又は営業所を有しており、かつ、当該拠点において引き続き1年以上のトラック事業の営業実績を有するとともに、現に当該事業を継続しており、同所において将来にわたって継続する意思があるトラック事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 交付申請時において、貨物自動車運送事業法第33条に基づく処分を受けている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして知事が特に除外すべきと認める者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額・補助下限額は、別表1及び2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付して、補助金の受付事務を受託した者（以下「事務補助者」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1-1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-2号（車両導入）、第1-3号（物流効率化、人材確保・育成）
- (3) 収支予算書（様式第1-4号）

(4) 補助対象経費に係る見積書(写)等の算出根拠

(5) その他付属資料

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(指令前着手)

第7条 第5条の規定により補助金交付申請した補助対象事業者は、やむを得ない事由により、前条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事務補助者を経由して事前着手届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等承認申請)

第8条 第6条の規定により補助金交付の決定を受けた補助対象事業者(以下「補助決定事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、事務補助者を経由してあらかじめ変更等承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額の変更(ただし、交付決定額の変更を伴わない20%以内の変更は除く。補助対象経費の額の変更割合は、別表1(車両導入支援)、別表2(物流の効率化、人材確保・育成支援)の事業別に算定する。)

(2) 補助事業の内容の変更(ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。)

(3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

- 2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助決定事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に次の関係書類を添付して、事務補助者を経由して知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第4-1号(車両導入)、第4-2号(物流効率化、人材確保・育成))

- (2) 収支決算書（様式第4－3号）
 - (3) 導入状況が分かる書類（発注書、車検証、領収書等）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を令和8年度愛媛県トラック物流効率化等緊急支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

- 第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助決定事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求）

- 第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定事業者は、事務補助者を経由して補助金精算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による補助金精算払請求書を受領した場合は、県が請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第12条 知事は、第8条第1項第3号の規定による申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (6) 補助決定事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 2 前項の規定は、第10条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

- 3 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 3 第1項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理)

第14条 補助決定事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第15条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の車両、機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助決定事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第16条 補助決定事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助決定事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

別表1（第4条関係）

	補助対象事業	補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く	補助率及び 補助上限額・補助下限額
車両導入支援	補助対象事業者が営業用トラック運行に供するために実施する営業用トラックの導入（中古・リース車両を除く）	営業用トラックの車両本体価格	補助率 3分の1以内 ※補助上限額と車両本体価格の3分の1を比較し、安価な方を採用する。 補助上限額 大型トラック（10tクラス） 1台当たり2,500,000円 中型トラック（4tクラス） 1台当たり1,900,000円 小型トラック（2tクラス） 1台当たり1,700,000円 補助対象車両数の上限額 3台/1補助対象事業者

(注)

- 1 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 営業用トラックの区分は次のとおりとする。
 大型トラック（10tクラス）：中型トラック（4tクラス）を超える車両
 中型トラック（4tクラス）：最大積載量2トン超かつ車両総重量11トン未満の車両
 小型トラック（2tクラス）：最大積載量2トン以下の車両
 ※被けん引車は対象外とする。
- 3 営業用トラックは、補助対象期間中に、申請者から購入先に対して購入代金を直接支払い、申請者自身が使用・所有するものに限る。
- 4 対象となる営業用トラックは、自動車検査証等により使用の本拠の位置が愛媛県内であること（いわゆる愛媛ナンバーであること。）、中古車でないこと等、必要な事項を確認する。なお、使用の本拠の位置を愛媛県外に移転することは、要綱第15条第3項に規定する財産の処分に含むものとする。
- 5 本補助金の他に国又は愛媛県トラック協会等の事業者団体等から補助金交付決定を受けている場合又は申請する予定がある場合は、その交付決定額又は見込額と本補助金の合計額が車両本体価格を超えない範囲で交付決定する。ただし、県が交付する他の補助金との併用は認めず、市町等が実施する補助金についても、当該補助金交付要綱の規定等により併用を認めない場合がある。

別表2 (第4条関係)

	補助対象事業	補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く	補助率及び 補助上限額・補助下限額
物流の効率化、 人材確保・育成支援	1 輸送の効率化に資するシステムや機器の導入	配車計画システム、車両動態管理システム等のシステム導入費、デジタル運行記録計等の機器購入費等	補助率 2分の1以内 補助上限額 2,000,000円
	2 荷役作業の効率化機器等の導入	標準パレット、ロールボックスパレット(カゴ車)、アシストスーツ、フォークリフト等の資機材の購入費等	補助下限額 250,000円 ただし、5ウの補助対象事業については、補助下限額にかかわらず、200,000円を1人当たりの上限として、補助対象事業者が要した経費を実費補助する。
	3 共同配送や中継輸送の実施	共同配送システムの導入、中継拠点の整備・使用料、コンサル料等	1～5の事業については、複数事業について申請する場合であっても、補助上限額及び下限額を共通とする。
	4 若年層・女性・外国人など多様な人材の採用・活躍を推進する事業であって次のいずれかに該当するもの(ハード整備を伴うもの)	ア. シャワー室又は休憩室、更衣室等の整備 イ. 託児スペースの設置 ウ. その他、知事が必要と認める事業	
	5 施設や設備の整備を伴わず実施する事業で、次のいずれかに該当するもの(ハード整備を伴わないもの)	ア. 就職説明会等の開催 イ. 研修・キャリアパス制度の導入 ウ. 各種資格取得支援等 エ. その他、知事が必要と認める事業	

- 1 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 1～4の事業の補助対象経費は、システムの開発費用、機材・設備の購入費用等の初期費用(いわゆるイニシャルコスト)のみを対象とし、システムの通信費、保守管理料、機材・設備のリース料等(いわゆるランニングコスト)は対象としない。また、自社施工に係る経費は、原材料費のみを補助対象とする。

- 3 5の事業の補助対象経費は、就職説明会の開催・出展に係る会場使用料、講演料、登録料及び出展料、多様な人材確保のための研修などの開催・参加や人材育成研修制度・キャリアパス制導入に係る会場使用料・講演料、委託料及び従業員の研修参加費用、新規採用者や従業員の運転免許・資格取得費用を事業者が負担した費用等（消費税及び地方消費税、印紙税等の税相当額を除く）を対象とする。
- 4 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもののみとする。
- 5 1～4の事業については、愛媛県内の営業所等で活用する機材等を補助対象とする。
- 6 新たな取組みとして必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認めない。
- 7 1～5いずれの事業においても、汎用品（パソコン等）は補助対象事業に必要不可欠なもののみ対象とする。